

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	大臣官房地方課
部署の業務内容	地方農政局等との事務の連絡調整、地方農政局等の人事・研修・福利厚生、機構定員に関する事務の取りまとめに関すること等

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○初心に帰って接遇研修用ビデオを課内全員が視聴した。また、苦情等に関する個別の案件について、事実関係が不明瞭であっても調べ得る限り十分に調べた上で、どのように対応をすべきか結論を出すというスタンスを共有するようにした。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	○外部からの苦情・要請等に関して、省の窓口として、省内担当部局と迅速に調整し対応を依頼するとともに、回答を求める意見については回答依頼を行い、丁寧に対応するというルールで臨んでいる。また、要請への対応者の確定については、要請内容を精査の上、担当部局と密に調整を行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	○地域住民の代表者としての地方公共団体からの政策提案については、意見交換会を開催するとともに、その提案に対する対応内容については公表している。また、一般市民から政策提案があった場合は、関係部局に適切に繋いで、意見交換の場がもたれるよう調整している。 ○地方公共団体からは、個別テーマごとの濃密な意見交換の場を設けていることについて高く評価されている。 ○地方公共団体との政策提案会については、意見交換の時間確保に関する要望がなされている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	○地方課の業務として業の振興に関するものはない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	○地方出先機関の食品安全業務担当の組織定員・人員配置をとりまとめる業務等がある。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	○BSE発生後、牛トレーサビリティ担当係長を地方出先機関に配置した。その後、これに関しては実際の業務量に応じた体制整備としてスタッフ化を図った。また、食品表示Gメンを設けるとともに、平成20年度には特別表示Gメンを配置している。 ○食の安全業務については、全ての部署でより強く意識して行われるべきであると課内職員が認識した。 ○健康被害の未然防止の大切さ等について、知見のある者を講師とした食品の安全確保に関する事項を含めた一斉研修を通じて職員に啓発している。 ○今後、食の安全を更に重視した地方出先機関における人員配置・研修等について関係部署と調整を図ることが必要と認識した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	○当初、地方課の業務については、内部管理関係業務が多いことから食の安全業務との関連は薄いと考えていたが、点検した結果、食品安全業務に関する人員配置・研修の実施については重要な影響を及ぼす可能性があるとの認識を課内で共有した。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
			
			